

後期高齢者医療保険料通知及び納付書の誤送付による個人情報の漏えいについて

このたび、当町住民課職員が、後期高齢者医療保険料通知及び納付書を誤送付したことにより、1名分の個人情報が漏えいする事案を発生させてしまいました。

このような事態を招いたことを深く反省し、今後は、職員の個人情報の適切な取り扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。

令和6年7月29日

串本町

1 事案の経緯

令和6年7月12日、住民課職員が後期高齢者医療保険料の納付書を郵便局に搬入、同月16日、A氏より「他人の納付書が同封されている」と来庁、A氏の納付書に加えてB氏の納付書が同封されていることを確認する。

2 調査方法及び状況

同月16日、B氏の自宅を訪問、経緯を説明し謝罪。新たな納付書を交付する。

3 漏えいした情報の内容

被保険者氏名、住所、令和6年度後期高齢者医療保険料第1期の保険料額

4 漏えいによる二次被害状況

令和6年7月23日現在で二次被害は確認されていません。

5 事故の原因

封入時のチェック体制が不十分であったこと。

6 再発防止策

郵便物封入作業は複数人で実施し、相互確認を徹底します。

セキュリティに関する研修を実施し、個人情報の適切な取り扱いを徹底します。

7 問い合わせ窓口

串本町住民課 0735-62-0561